

## 事業事前評価表

国際協力機構人間開発部  
新型コロナウイルス感染症対策協力推進室

### 1. 案件名 (国名)

国名： フィジー共和国 (フィジー)

案件名： 大洋州地域 強靱な保健システム構築のための連携強化プロジェクト  
The Project for Pacific Co-learning towards Resilient Health System

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクター／大洋州地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
2020年頃から感染が拡大している新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、保健サービスや健康的な生活を送るための資源への人びとのアクセスを寸断した。大洋州地域諸国は島嶼国家ならではの交通・通信インフラの脆弱さや限られた医療資源などに起因する課題にも直面しており、水際対策強化に多くの人材と資源を投入して市中感染予防をしている一方で、母子や非感染性疾患 (NCDs) 患者への必須保健サービスの提供が手薄になること、また利用者が受療を控えることが課題となった。

フィジーでは、2020年3月に最初の市中感染が発生し、これまでに6.8万人を超える COVID-19 感染者が確認されている (2022年9月29日時点、フィジー保健省発表)。限られた医療資源及び人材での対応が求められ、従来の保健医療サービス提供の危機が問題となっている。

妊産婦死亡率や乳児死亡率、5歳未満児死亡率は、1992年と比較して約半数となっているものの、過去8年ほどは大きな変化がない。また、乳児の感染症予防や母親の悪性新生物リスクを軽減させるとされている完全母乳育児率は39.8%と大洋州地域諸国14か国中でも低い値である (UNICEF-WHO-WB)。そこで、フィジーではユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現を目指すため国家保健戦略計画 2020-2025 を策定し、優先課題の1つとして、女性や子どもの保健サービスへのアクセスの向上を挙げている。また、政府は行政サービスへのオンラインアクセス促進など、デジタル化を推進<sup>1</sup>しており、保健医療サービス省も、UHCを達成するための鍵として、デジタルヘルスを含む新しい技術の活用を位置づけている。

本事業はフィジーの他に、トンガ王国、キリバス共和国、ミクロネシア連邦を対象国として同名の案件を実施予定であり、健康危機時の必須保健サービス提供体制の強化を共通のテーマとして取り組む。対象国4か国での情報交換や交流等を行い、好事例の普及拡大などを通じてネットワークの強化を図る。また、周辺の大洋州地域10か国<sup>2</sup>もそれぞれ状況は異なるものの、医療資源が限られた国も多く、共通した問題を抱えている。これらの国も含め、保健システムの強靱化を目指した連携強化のため、健康危機時の対応に関して相互の学びあいの促進が期待されている。

本事業は、フィジーにおいて、将来の健康危機時にも母子保健の必須サービスを滞りなく届

<sup>1</sup> Government-wide digital FIJI program: <https://www.fiji.gov.fj/digitalFIJI> (2021年12月27日アクセス)

<sup>2</sup> マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、パプアニューギニア独立国、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ共和国、サモア独立国、クック諸島、ニウエ、パラオ共和国

けられるよう、健康危機時及び平時のサービス提供能力の強化を通じて、強靱な保健システムの構築を目指す。また、フィジーを含む対象4か国で得られたCOVID-19禍での経験や教訓、その対応策を各国が国内外で共有することにより、大洋州地域の保健医療システムの Build Back Better を推進するものである。

## (2) 大洋州地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

2021年7月に開催された第9回太平洋・島サミット<sup>3</sup>の首脳宣言において、「新型コロナウイルス感染症への対応と回復」を重点分野の1つとして掲げており、COVID-19の影響を踏まえた保健医療体制強化及び経済回復に資する支援を行う旨、表明している。また、JICAの課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「保健医療」や「JICA世界保健医療イニシアティブ」が目指す、公衆衛生上の危機へ対応できる強靱なUHCの達成に合致し、特に、グローバル・アジェンダでは「母子手帳活用を含む質の高い母子継続ケア強化」のクラスターに該当する。加えて、世界的なCOVID-19による影響への対応を支援する観点から、SDGsゴール3「すべての人に健康と福祉を」及び、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」における平和と安定の確保に資するものである。

対フィジー共和国国別開発協力方針（2019年4月）では、基礎サービスの定着、質の高いサービス提供体制の構築と人材育成にかかる支援を検討することが同方針の中で述べられている。

近年、JICAはフィジーにおける保健分野の協力で、「5S-KAIZEN-TQMによる保健サービスの質の向上プロジェクト（2019-2026）」にて医療サービスの質の改善に、「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト（2018-2023）」にて顧みられない熱帯病対策に、「生活習慣病対策プロジェクトフェーズ2（2022-2026）」にて非感染性疾患の対策強化に、「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト（2022）」にて医療人材の能力強化に取り組んでいる。

本事業は、大洋州地域における我が国及びJICAの協力方針と整合しており、開発課題に対応するものである。

## (3) 他の援助機関の対応

大洋州諸国ではこれまでにWHO、UNICEF、太平洋共同体事務局（The Pacific Community。以下「SPC」という。）、オーストラリア等の開発パートナーによって多くの支援が行われている。

WHOとSPCは1996年に大洋州公衆衛生サーベイランスネットワークを構築し、平時の公衆衛生サーベイランスの実施促進や能力向上及び健康危機下における情報収集及び緊急対応を行っている。

UNICEFは「2023-2027開発戦略フレームワーク」を策定し、大洋州地域の緊急時に備え

---

<sup>3</sup> 太平洋島嶼国地域が直面する様々な問題について、首脳レベルで率直に意見交換を行ない、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国のパートナーシップを強化することを目的として、1997年から3年に1度開催されている首脳会議。

てフィジーに人材や物資をプールしており、すぐに派遣できる体制を整えている。

オーストラリア外務貿易省（DFAT）は、2016年より「The Pacific Step-up」政策のもと、大洋州地域への支援を拡大しており、健康で強靱なコミュニティを重点の1つとして掲げて活動している。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、フィジーにおいて、健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関連する指針等の整備と人材育成及び経験共有により、健康危機時の必須保健サービス継続に資する母子保健サービス提供能力の強化を図り、もって健康危機時にも対応可能な強靱な保健システムの強化に寄与するもの。

#### （2）プロジェクトサイト／対象地域名：フィジー全土

#### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：保健医療サービス省職員、州・地域保健局職員、市町村医療従事者  
最終受益者：母子を中心としたサービス利用者

#### （4）総事業費（日本側）：約2.8億円（予定）

#### （5）事業実施期間：2023年5月～2028年4月を予定（計60カ月）

#### （6）事業実施体制：

##### ① 相手国側実施機関

保健医療サービス省家族保健局

##### ② 対象国・間接的裨益国の定義

本事業の対象国はフィジーであるが、トンガ、キリバス、ミクロネシアでも同名の案件を実施予定で、広域協力として位置付ける。その他、大洋州諸国10か国は、間接的裨益国として対象国における研修やワークショップ等に参加し、経験の共有や学びあいを行う。

#### （7）投入（インプット）

##### 1）日本側

##### ① 専門家派遣（合計約65人月）

専門家：総括/保健システム強化、モニタリング評価/業務調整、母子保健、デジタルヘルス、その他先方政府と合意した分野

##### ② 研修員受け入れ：国別研修

##### ③ 機材供与：プロジェクト活動に必要な機材

##### 2）フィジー国側

##### ① カウンターパートの配置

##### ② 案件実施のための保健サービスや施設、現地活動経費の負担

##### ③ プロジェクト実施に係る必要な情報提供

#### （8）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

##### 1）我が国の援助活動

フィジーで実施の「生活習慣病対策プロジェクトフェーズ2(2022-2026)」では、母子も含めた一次

医療施設での生活習慣病対策を実施予定である。本案件で実施する母子保健サービス提供強化に関連する活動は、ライフ・コースアプローチの視点から NCDs 予防に寄与することが可能である。また、共にプライマリーレベルでのデジタルヘルスを活用した予防的な介入を予定しており、デジタル技術の導入及び人材育成に関連した経験共有など、相乗的な効果を見込んだ連携が可能である。

## 2) 他の開発協力機関等の活動

WHO や SPC などの機関は、大洋州地域を結んだ意見集約、情報共有、活動推進の基盤と体制を持って活動している。既存の枠組みを活用し、本案件で得た教訓や成果の発信を行う事で、域内全体の方針策定のプロセスへ関与することが見込まれる。

### (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

#### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分: C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項: 本事業は将来的に想定される感染症の対策を進めるものであり、感染症への脅威を軽減し、人間の安全保障の実現に寄与する。

#### 3) ジェンダー分類:

【ジェンダー案件】「GI (P) ジェンダー平等政策・制度支援案件、女性を主な裨益対象とする案件」

<分類理由> 詳細計画策定調査にてジェンダー分析を行った結果、COVID-19 といった健康危機時に母子保健サービスが手薄になるなど、ジェンダーに基づく課題が確認された。本事業は、健康危機時の母子保健サービス提供を継続するための能力強化に焦点をあて、父親も含む家族全体を対象とした内容となるよう案件を実施するほか、母子が主体的に保健サービスにアクセスできるよう体制を整える活動を含み、健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関連する指針等の整備等を指標として設定しているため。

(10) その他特記事項: 特になし。

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標:

広域対象4か国それぞれにおいて健康危機に対応できるよう保健システムが強化される。

指標1. 保健医療サービス省の政策や指針にプロジェクトで試行された健康危機時を想定した必須保健サービス提供システムが取り込まれる。

指標2. XX以上の保健医療施設が、デジタル技術を用いて必須保健サービスの提供を継続するための健康危機時の対応手順を備えている。(目標値はベースライン調査にて決定する)

### (2) プロジェクト目標

健康危機時における母子保健の必須保健サービス継続のための能力が強化される。

指標1. 健康危機時における母子保健の必須保健サービスを提供するための政策や指針が承認される。

指標2. すべてのパイロット地域(遠隔教育、デジタル技術)のXX以上の保健医療施設に

において、健康危機時における母子保健の必須保健サービスが提供できる。

指標3. デジタル技術パイロット地域のXX以上の保健医療施設において、デジタル技術を活用した必須保健サービスを提供できる。（目標値及び必須保健サービスの提供の定義については、ベースライン調査又はプロジェクト中間地点までに決定する）

（3）成果：

成果1：健康危機時における母子保健の必須保健サービス提供が組み込まれている政策や指針等が整備される。

成果2：健康危機時でも継続的に母子保健の必須保健サービスが提供できるよう人材能力開発が強化される。

成果3：デジタル技術パイロット地域において、必須保健サービス提供のためにデジタル技術を活用する能力が強化される。

成果4：健康危機時における母子保健等必須保健サービスの継続提供に関する経験や実践状況を共有するための大洋州諸国のネットワークが強化される。

（4）主な活動：

成果1 関係：

- ・ COVID-19の影響を軽減する対策を含め、母子保健及び関連する保健サービスに関する状況分析を行い、健康危機時に提供すべき保健サービスについて認識を共有する。
- ・ 状況分析や成果2・3の結果に基づき、健康危機時の母子保健の必須保健サービス提供に関する指針・標準作業手順等を見直し、モニタリング・評価方法も含め、政策や指針に反映するための提言をまとめる。

成果2 関係：

- ・ 母子保健サービス提供者の人材養成課程の情報収集・分析を行い、健康危機時に必要な知識やデジタル技術活用を含むよう人材育成モジュールを改訂する。
- ・ 遠隔研修を企画・実施・評価できる人材を育成し、遠隔教育パイロット地域にて遠隔研修を実施する。
- ・ 人材育成コースのモニタリング・評価制度を更新し、好事例や教訓を取りまとめ、国内で共有する。

成果3 関係：

- ・ 健康危機時における母子保健サービス提供を継続するデジタル技術特定のための調査を行う。
- ・ デジタル技術の導入実証ができるパイロット地域、必要なデジタルアプリケーションや機材の導入及び実施のための研修を行う。
- ・ デジタル技術を活用した母子保健サービスの試行を行い、活動の分析・評価を行ったうえで提言を導き出し、必要に応じて他地域への展開を行う。

成果4 関係：

- ・ WHO や SPC など、地域連携プラットフォームを持つ機関が有する既存の協力体制に参画するなどし、参加国間で経験や活動結果を共有する。
- ・ 大洋州地域で関心の高い分野での共修を促進するためのワークショップや研修を実施し、フォローのための活動を行う。

## 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：特になし
- (2) 外部条件
  - 1. 研修を受講したスタッフが継続して勤務する。
  - 2. 新型コロナウイルス感染症等の流行が著しく悪化しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

- ① フィジーを拠点として実施された「大洋州地域 予防接種体制整備プロジェクト (2011-2014)」では、対象国の 13 カ国から重点となる国を 5 カ国設定していたが、対象国ごとのプロジェクトのスコープを全体に周知する重要性が指摘されている。本事業においても対象国、その他の間接的裨益国という区別がつけられるため、プロジェクト活動が行われる国全体に向けたスコープの説明を丁寧に行う。
- ② フィジー、トンガ、バヌアツ 3 か国を対象とした「地域保健看護師のための「現場ニーズに基づく現任研修」強化プロジェクト (2011-2014)」の事後評価では、広域案件の場合、専門家の投入が少ない国での人材育成や制度化は、有効性やインパクトが限定的となることが指摘された。また、人材流出が多い島嶼国では、同一施設に複数のカウンターパートを確保し、離職に備え、効果の持続性を担保することの必要性が示された。対象 4 か国では各国での案件実施体制の強化に努める。また、それぞれの成果のカウンターパート人材を複数確保できるよう先方政府とも対策を協議する。

## 7. 評価結果

本事業は、フィジー及び大洋州地域の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また、COVID-19 禍における保健サービスの継続及び母子保健サービスの提供体制強化に資することから、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」に貢献することが考えられ、実施の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
  - 4. 事業の枠組みに記載のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
  - 事業開始 12 カ月以内ベースライン調査
  - 事業完了 3 年後 事後評価

以上